

総 税 都 第 5 6 号
平成28年11月28日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
の一部改正について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方法税及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されることとされました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

- イ 第2章87 平成29年1月1日以後に申告納入する株式等譲渡所得割
- ロ 第3章5の4 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方法税及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）の施行の日以後に控除される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第5条第2項から第8項までの規定による控除額
- ハ 第3章10 平成31年10月1日以後に都道府県に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金

なお、平成31年9月30日までに取得された自動車に対して課する自動車取得税については、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正について」（平成28年4月1日総税都第10号総務大臣通知）による改正前の第8章の規定を引き続き適用するものとする。

また、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正について」（平成28年4月1日総税都第10号総務大臣通知）による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用することに改める。

- イ 第1章18 平成31年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する平成31年度分の自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割
- ロ 第3章11から13まで 平成31年10月1日以後に都道府県に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金
- ハ 第9章3、17 平成31年10月1日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税
- ニ 第10章 平成31年10月1日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割並びに平成31年10月1日以後に納税義務が発生した者に課する平成31年度分の自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割